

# 「西北五圏域権利擁護センター」を開設しました!

五所川原市、つがる市、鶴田町では、生活関連機能向上のため、管内からの相談に応じる「権利擁護センター」を4月から共同でスタートさせました。

## 権利擁護センターとは…

認知症や障がいがあっても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるように支援をする専門の相談窓口です。



こんなことでお困りではないですか？

### 契約 に関すること

- ▷福祉サービスを使うための契約手続きが分からない。
- ▷施設入所したいけど、何が書いているのか分からない。



### 財産 に関すること

- ▷通帳やお金の管理に不安がある。
- ▷相続手続きが必要だが、本人が判断できない。



### 家族 や 地域の方 に関すること

- ▷訪問販売や特殊詐欺の被害を受けている方が、地域にいる。
- ▷障がいのある子どもの将来が心配。



### 制度 に関すること

- ▷成年後見制度の利用手続きについて知りたい。
- ▷身寄りがないので、将来に備えてどのような制度があるのか知りたい。



本人のほか、家族や知り合いの方などの相談に専任の職員が応じ、自身の権利が侵害されないよう解決に向けて一緒に考えます。

高齢者や障がいをお持ちの方の「普段の生活」や「財産」に関する“困りごと”があれば、ご相談ください!



相談受付時間

月曜日～金曜日 8:15～17:00 (祝日および年末年始を除く)

相談先

西北五圏域権利擁護センター

(幾世森218番地6 生き生きセンター内 五所川原市社会福祉協議会)  
TEL 34-3494 / FAX 35-5855 (来所前の予約をおすすめします)

問い合わせ先…(障がいをお持ちの方)福祉政策課 内線2494 / (高齢の方)地域包括支援課 内線2464